止行為を定めた、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成十七年五月十三日公正取引委員会告示第十一号）等を十分理解し事業を行う必要がある。農林水産省としても、関係業界等にこれらの周知を図るなど、公正取引委員会と連携を図りつつ、食品の流通に係る取引の透明性が確保され、競争秩序が維持されるよう努めるものとする。なお、食品産業事業者は法令を遵守した事業活動を行うため、社内行動指針の策定や役員及び従業員に対し同法及び同法関連法令等に関する定期的な研修を行うなど周知徹底を図ることが重要である。

また、第二、第三に述べた取組及び事業の実施に当たっては、事業者間又は事業者団体等の共同行為の実施が事業者間の競争阻害とならないようにするとともに、事業活動が拘束されることのないよう十分配慮するものとする。例えば、事業者間での規格の標準化の実施に当たって、当該規格を採用した製品等の販売価格、販売数量等の共同での取決め、標準化活動への参加制限等により競争が制限されること、配送、宣伝等の食品の販売に係る業務の共同化の取組に当たって、事業者間で販売価格、販売数量に係る情報の共有等により競争が制限されること等がないように十分配慮するものとする。

2　個人情報の保護

インターネット販売や顧客への情報提供等顧客情報に基づく販売促進は、食品産業事業者における販売戦略上重要であるが、一方で、その漏洩等がないよう厳重に管理することが求められている。高度情報通信社会の進展に伴って個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等関係法令に基づき、事業者による個人情報の適正な取扱いがなされるよう、構造改善事業の推進等に当たり十分留意するものとする。

3　環境問題への取組

(一)　食品の容器包装及び食品廃棄物の排出抑制等の促進

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）に基づき、食品産業における、廃棄物の発生の抑制、再利用、再資源化、散乱防止及び適正処理等に取り組んでいく必要がある。

食品の容器包装に関しては、レジ袋等の容器包装の使用の合理化について、食品産業事業者（特に、容器包装の使用量が多くかつ代替手段の活用等による容器包装の使用削減の余地が大きい小売業者）に対し、容器包装リサイクル法の内容の周知とその徹底を図り、消費者の理解も得ながら、レジ袋等の容器包装の有償による提供や繰り返し使用が可能な買物袋等の提供を始めとした容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置を推進する。

食品廃棄物等に関しては、流通段階から発生する食品廃棄物等の発生抑制、肥飼料等の原料としての再生利用等の取組を一層促進し、食品ロスの削減と再生利用による食品産業の体質強化と地域活性化を実現することが重要である。

食品廃棄物等の発生抑制については、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となり得るいわゆる三分の一ルール等の商慣習が存在することから、その在り方について、消費者の理解を得ながらフードチェーン全体の問題として取り組むこと等により、食品ロスの削減を図るものとする。また、通常の販売が困難な食品をＮＰＯ法人等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償で提供する取組であるフードバンクの活動を積極的に支援し、発生抑制を図るものとする。

食品廃棄物等の再生利用等については、食品小売業や外食産業等川下に至るほど分別が困難であること等から、飼料化・肥料化を推進しつつ、異物混入等により飼料化・肥料化が困難なものはメタン化による再生可能エネルギーの創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する食品リサイクルループの構築を図るものとする。

なお、構造改善事業において、容器包装廃棄物や食品廃棄物等の処理、再利用、再資源化等を行う事業が行われる場合にあっては、当該事業に係る構造改善計画が関係地方公共団体の一般廃棄物処理計画又は産業廃棄物処理計画と整合性がとれたものとなるよう配慮するものとする。

(二)　環境負荷の低減等への取組

「総合物流施策大綱（二〇一三―二〇一七）」（平成二十五年六月二十五日閣議決定）や流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）等に基づき、環境負荷の低減に資するモーダルシフト、配送の共同化、物流拠点の高度化・効率化等を促進するなど、効率的かつ環境にやさしい物流の実現に向けた取組を推進する。

4　地域環境との調和

(一)　施設の整備、立地等

卸売市場、食品商業集積施設等の整備に当たっては、道路交通の安全と円滑の確保に十分配慮するとともに、卸売市場、食品商業集積施設等においては集客の規模等に応じて十分な駐車スペースを確保するよう努めることとする。さらに、住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等地域環境等周辺環境との調和に十分配慮するとともに、各種コミュニティ施設、情報提供施設、駐車場等の生活利便施設の総合的な整備に努め、特に、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のバリアフリー化等に十分配慮するものとする。

(二)　都市計画との整合

卸売市場機能高度化事業及び食品商業集積施設整備事業が都市計画区域内において行われる場合にあっては、当該事業に係る構造改善計画が都市計画と整合性がとれたものとなるよう配慮するものとする。

人事異動

防衛省

（陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長）一等陸佐　山野　順良

防衛大学校教授を命ずる

（陸上自衛隊九州補給処総務部長）同　本間　敏弘

防衛研究所教育部教育課程運営室長を命ずる

（陸上自衛隊研究本部主任研究開発官）同　中澤　剛

（防衛監察本部統括監察官付第三監察班長）同　大塚　和也

防衛研究所主任研究官を命ずる（各通）

（陸上幕僚監部監理部総務課）同　泉　英夫

統合幕僚監部運用部運用第一課防衛警備班長を命ずる

（自衛隊鳥取地方協力本部長）同　吉浦　健志

統合幕僚監部運用部運用第二課国際地域調整官を命ずる

（統合幕僚監部運用部運用第二課国際地域調整官）同　實藤　聖

統合幕僚監部運用部運用第二課国際協力室長を命ずる

（陸上幕僚監部装備部開発課開発第四班長）同　木戸　泰雄

統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課コンピュータ・システム共通運用基盤管理室長を命ずる

（海上幕僚監部首席法務官）一等海佐　黒澤　聖二

統合幕僚監部首席法務官を命ずる

（陸上幕僚監部装備部施設課総括班長）一等陸佐　長浦　拓也

統合幕僚学校教育課第二教官室学校教官を命ずる

（陸上自衛隊幹部学校付）同　古舘　俊之

陸上幕僚監部監理部総務課渉外班長を命ずる

（同）同　栗木　茂幸

陸上幕僚監部監理部総務課勤務を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部装備計画部装備主計課長）同　永冨　直由

陸上幕僚監部監理部会計課経理班長を命ずる